

働き方改革に係る包括連携に関する協定書



株式会社北九州銀行（以下「甲」という。）、福岡ひびき信用金庫（以下「乙」という。）、北九州市（以下「丙」という。）、及び福岡労働局（以下「丁」という。）は、相互の連携強化を図ることにより北九州地域の働き方改革及び地域振興等を推進するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が相互に密接に連携・協力して、北九州地域の働き方改革を推進し、ひいては地域振興等が図られることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項について、協議のうえ連携し、協力する。

- （1） 雇用環境改善等働き方改革に関すること
- （2） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関すること
- （3） 職場定着、人材育成など雇用の促進と安定に関すること
- （4） 非正規労働者の処遇改善に関すること
- （5） 多様な正社員、テレワークなど、弾力的な働き方に関すること
- （6） 労働生産性向上に関すること
- （7） 丙及び丁の施策の周知広報に関すること
- （8） その他、本協定の目的に資すること

（協議）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の目的を達するため、定期的に協議を行うものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携及び協力により知り得た情報について、第三者に開示し、または漏らしてはならない。
但し、公知となっている情報、予め相手方の承諾を得た場合、または法令により開示を求められた場合はこの限りでない。

（反社会的勢力の排除）

第5条 事業者又は法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいる事業場及び暴力団員が経営に実質的に関与している事業場については、本協定に基づく事業の対象としない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、

甲、乙、丙または丁のいずれかから書面による協定終了の通知がない場合は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（変更及び解約）

第7条 甲、乙、丙または丁のいずれかから、協定内容の変更の申し出があった場合は、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

- 2 甲、乙、丙または丁のいずれかから、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面により他の者に通知することにより、この協定を解約できるものとする。


（その他）

第8条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年2月21日


甲：福岡県北九州市小倉北区堺町一丁目1-10

株式会社北九州銀行 取締役頭取 藤田光博 

乙：福岡県北九州市八幡東区尾倉二丁目8-1

福岡ひびき信用金庫 理事長 野村廣美 

丙：福岡県北九州市小倉北区内1番1号

北九州市 市長 北橋健治 

丁：福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11-1

福岡労働局 局長 野澤英児 